

議案第15号

東伯郡就学指導推進協議会規約を変更する協議について

次のとおり東伯郡就学指導推進協議会規約の一部を変更する協議をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年3月11日

三朝町長 吉田 秀光

平成17年3月11日 原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

東伯郡就学指導推進協議会規約の一部を改正する規約

東伯郡就学指導推進協議会規約（昭和52年三朝町告示第33号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、関金町」を削る。

第6条中「6人以内」を「5人以内」に改める。

附 則

この規約は、平成17年3月22日から施行する。